

## さいたま市水道局告示第58号

さいたま市水道局の発注する「老第3490号布設替工事」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月15日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者とその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し  
オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し  
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)

ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設定)様式第4号)

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
  - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
  - イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
  - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者とししない。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

#### 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 老第3490号布設替工事 イ 老第3611号布設替工事
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

契約整理番号	239903013								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3490号布設替工事								
工事場所	さいたま市桜区町谷3-11-5～3-21-11								
履行期間	契約確定の日から令和6年2月14日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 473m 仕切弁6台 消火栓3基 φ75mm DIP(GX-1E) 34m 仕切弁1台 排水弁1台 排水栓1基 給水管取付替52件 対象戸数128戸 仮給水工事 φ75mm L=578m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午前9時30分								
参加資格	名簿登載業種等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであること。</li> <li>・<b>令和5年4月3日時点において、さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者として登録されていること。</b></li> <li>・下記の条件を全て満たす者であること。</li> </ul>							
		1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。							
		2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
施工実績等		次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し</li> <li>・<b>さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録通知書の写し</b></li> </ul>							
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903013
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239902006							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3611号布設替工事							
工事場所	さいたま市岩槻区古ヶ場2-3-1～上野6-12-8							
履行期間	契約確定の日から令和5年11月30日まで							
概要	布設工事 φ150mm DIP(GX-1E) 197m 仕切弁3台 消火栓1基 φ100mm DIP(GX-1E) 118m 仕切弁2台 消火栓1基 φ75mm DIP(GX-1E) 19m 仕切弁2台 給水管取付替10件 対象戸数10戸 仮給水工事 φ75mm L=188m φ50mm L=167m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午前9時35分							
参加資格	名簿登載業種等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであること。</li> <li>・<b>令和5年4月3日時点において、さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者として登録されていること。</b></li> <li>・下記の条件を全て満たす者であること。</li> </ul>						
		1 管工事業 A級 ----- 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。						
		2 土木工事業の許可 ----- 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
設計図書等	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し</li> <li>・<b>さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録通知書の写し</b></li> </ul>						
	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から						
設計図書等	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902006
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3101
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

## さいたま市水道局告示第59号

さいたま市水道局の発注する「老第3608号布設替工事」ほか11件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月15日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者とその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し  
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)

ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設定)様式第4号)

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
  - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
  - イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
  - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者とししない。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

#### 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 老第3608号布設替工事 イ 老第3566号布設替工事 ウ 老第3567号布設替工事 エ 老第3526号布設替工事 オ 老第3531号布設替工事 カ 老第3577号布設替工事 キ 老第3574号布設替工事 ク 老第3552号布設替工事 ケ 老第3548号布設替工事 コ 老第3489号布設替工事及び拡第5175号配水支管布設工事 サ 老第3537号布設替工事 シ 老第3580号布設替工事
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びシの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びシの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びシの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事エの落札候補者が行った対象工事オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びシの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事オの落札候補者が行った対象工事カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びシの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事カの落札候補者が行った対象工事キ、ク、ケ、コ、サ及びシの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事キの落札候補者が行った対象工事ク、ケ、コ、サ及びシの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事クの落札候補者が行った対象工事ケ、コ、サ及びシの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事ケの落札候補者が行った対象工事コ、サ及びシの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事コの落札候補者が行った対象工事サ及びシの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事サの落札候補者が行った対象工事シの入札は無効とする。</li> </ul>

契約整理番号	239902008								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3608号布設替工事								
工事場所	さいたま市北区奈良町94-41~111-38								
履行期間	契約確定の日から令和6年1月29日まで								
概要	布設工事 φ150mm DIP(GX-1E) 20m 仕切弁2台 φ100mm DIP(GX-1E) 402m 仕切弁8台 消火栓2基 給水管取付替34件 対象戸数95戸 仮給水工事 φ100mm L=402m φ75mm L=70m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午前9時45分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902008
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3101
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903007								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3566号布設替工事								
工事場所	さいたま市南区別所3-9-9～3-10-11 外2か所								
履行期間	契約確定の日から令和6年2月28日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 434m 仕切弁6台 排水栓3基 給水管取付替58件 対象戸数90戸 仮給水工事 φ75mm L=459m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午前9時50分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903007
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3102
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903012							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3567号布設替工事							
工事場所	さいたま市南区別所4-5-1～4-7-12							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月5日まで							
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 445m 仕切弁8台 消火栓2基 給水管取付替52件 対象戸数73戸 仮給水工事 φ100mm L=90m φ75mm L=387m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午前9時55分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903012
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3102
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903010							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3526号布設替工事							
工事場所	さいたま市南区曲本2-2-1～四谷1-5-11							
履行期間	契約確定の日から令和6年1月19日まで							
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 368m 仕切弁5台 排水弁1台 排水栓1基 消火栓3基 φ75mm DIP(GX-1E) 10m 仕切弁1台 給水管取付替39件 対象戸数88戸 仮給水工事 φ75mm L=437m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午前10時05分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903010
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903009							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3531号布設替工事							
工事場所	さいたま市中央区円阿弥4-1-28～5-8-51							
履行期間	契約確定の日から令和6年1月17日まで							
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 376m 仕切弁11台 排水栓1基 消火栓1基 給水管取付替33件 対象戸数71戸 仮給水工事 φ75mm L=439m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午前10時10分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903009
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903014								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3577号布設替工事								
工事場所	さいたま市南区文蔵4-8-3～4-25-19								
履行期間	契約確定の日から令和6年2月9日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 422m 仕切弁6台 排水弁1台 消火栓2基 φ75mm DIP(GX-1E) 7m 給水管取付替51件 対象戸数153戸 仮給水工事 φ150mm L=19m φ100mm L=41m φ75mm L=404m φ50mm L=24m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午前10時15分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903014
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903015							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3574号布設替工事							
工事場所	さいたま市中央区上落合5-4-25～5-11-13							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月1日まで							
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 444m 仕切弁6台 排水栓3基 給水管取付替56件 対象戸数158戸 仮給水工事 φ100mm L=16m φ75mm L=475m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午前10時25分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903015
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239902005								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3552号布設替工事								
工事場所	さいたま市見沼区大和田町2-1665～蓮沼928-6								
履行期間	契約確定の日から令和5年12月11日まで								
概要	布設工事 φ150mm DIP(GX-1E) 259m 仕切弁3台 排水栓1基 消火栓1基 φ100mm DIP(GX-1E) 19m φ75mm DIP(GX-1E) 5m 給水管取付替20件 対象戸数38戸 仮給水工事 φ150mm L=251m φ100mm L=50m φ75mm L=32m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午前10時30分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902005
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3101
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903008								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3548号布設替工事								
工事場所	さいたま市浦和区瀬ヶ崎1-1-5～5-1-1								
履行期間	契約確定の日から令和5年11月27日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 246m 仕切弁10台 排水栓1基 消火栓1基 φ75mm DIP(GX-1E) 4m 給水管取付替31件 対象戸数31戸 仮給水工事 φ75mm L=287m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午前10時35分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903008
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3102
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903005								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3489号布設替工事及び拡第5175号配水支管布設工事								
工事場所	さいたま市桜区大久保領家413-1～426-5 外1か所								
履行期間	契約確定の日から令和5年11月29日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 190m 仕切弁3台 排水栓1基 φ75mm DIP(GX-1E) 59m 仕切弁1台 給水管取付替42件 対象戸数88戸 仮給水工事 φ100mm L=98m φ75mm L=75m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午前10時45分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903005
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903011							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3537号布設替工事							
工事場所	さいたま市南区辻4-7-5～4-7-14 外1か所							
履行期間	契約確定の日から令和5年12月4日まで							
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 232m 仕切弁4台 排水栓1基 消火栓1基 給水管取付替27件 対象戸数88戸 仮給水工事 φ75mm L=278m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午前10時50分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903011
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3102
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239902009							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3580号布設替工事							
工事場所	さいたま市西区中野林629-1～植田谷本896							
履行期間	契約確定の日から令和5年11月8日まで							
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 299m 仕切弁3台 消火栓1基 給水管取付替13件 対象戸数16戸 仮給水工事 φ75mm L=311m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午前10時55分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902009
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3100
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

## さいたま市水道局告示第60号

さいたま市水道局の発注する「老第3540号布設替工事」ほか9件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月15日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者とその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し  
オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し  
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)

ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設定)様式第4号)

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
  - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
  - イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
  - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者とししない。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

#### 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 老第3540号布設替工事 イ 老第3625号布設替工事及び市内消火栓設置（その9）工事 ウ 老第3534号布設替工事 エ 拡第5184号配水支管布設工事 オ 老第3613号布設替工事 カ 老第3542号布設替工事 キ 老第3587号布設替工事 ク 老第3565号布設替工事 ケ 老第3524号布設替工事 コ 拡第5185号配水支管布設工事
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事エの落札候補者が行った対象工事オ、カ、キ、ク、ケ及びコの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事オの落札候補者が行った対象工事カ、キ、ク、ケ及びコの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事カの落札候補者が行った対象工事キ、ク、ケ及びコの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事キの落札候補者が行った対象工事ク、ケ及びコの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事クの落札候補者が行った対象工事ケ及びコの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事ケの落札候補者が行った対象工事コの入札は無効とする。</li> </ul>

契約整理番号	239903001							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3540号布設替工事							
工事場所	さいたま市岩槻区笹久保1055～1262							
履行期間	契約確定の日から令和5年11月15日まで							
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 319m 仕切弁1台 消火栓2基 給水管取付替14件 対象戸数19戸 仮給水工事 φ75mm L=338m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午後1時15分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903001
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239902001								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3625号布設替工事及び市内消火栓設置（その9）工事								
工事場所	さいたま市岩槻区古ヶ場1-1-10～1-7-22								
履行期間	契約確定の日から令和5年12月8日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 334m 仕切弁2台 φ75mm DIP(GX-1E) 9m 仕切弁1台 給水管取付替6件 対象戸数6戸 単口地下式消火栓設置工事 φ100mm×φ75mm 1基 仮給水工事 φ75mm L=341m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金）午後1時20分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902001
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3101
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903006								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3534号布設替工事								
工事場所	さいたま市浦和区元町2-12-16-2～2-14-12								
履行期間	契約確定の日から令和5年11月15日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 147m 仕切弁3台 排水栓1基 φ75mm DIP(GX-1E) 3m 給水管取付替21件 対象戸数31戸 仮給水工事 φ75mm L=183m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午後1時25分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903006
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3102
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903002							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	拡第5184号配水支管布設工事							
工事場所	さいたま市緑区山崎1-16-6～1-18-20							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月31日まで							
概要	布設工事 φ75mm DIP(GX-1E) 216m 仕切弁5台 排水栓1基 φ50mm SSP 34m 排水栓2基 給水管取付替32件 対象戸数39戸 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903002
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239902010							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3613号布設替工事							
工事場所	さいたま市北区宮原町1-377-3～1-411-2							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月24日まで							
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 188m 仕切弁1台 消火栓1基 給水管取付替18件 対象戸数29戸 仮給水工事 φ75mm L=204m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902010
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3100
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903003								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3542号布設替工事								
工事場所	さいたま市浦和区駒場1-27-7～領家1-4-15								
履行期間	契約確定の日から令和5年10月27日まで								
概要	布設工事 φ200mm DIP(GX-1E) 24m 仕切弁2台 φ100mm DIP(GX-1E) 96m 仕切弁2台 排水栓1基 給水管取付替9件 対象戸数13戸 仮給水工事 φ150mm L=33m φ75mm L=117m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午後1時45分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903003
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239902002								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3587号布設替工事								
工事場所	さいたま市見沼区南中野37-2~49-9 外1か所								
履行期間	契約確定の日から令和5年10月27日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 129m 仕切弁4台 消火栓1基 給水管取付替17件 対象戸数30戸 仮給水工事 φ75mm L=138m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902002
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3101
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239902003								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3565号布設替工事								
工事場所	さいたま市岩槻区慈恩寺164～250-10								
履行期間	契約確定の日から令和5年11月1日まで								
概要	布設工事 φ150mm DIP(GX-1E) 128m 仕切弁2台 排水栓1基 給水管取付替8件 対象戸数8戸 仮給水工事 φ100mm L=151m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902003
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3101
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903004							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3524号布設替工事							
工事場所	さいたま市緑区東浦和8-3-18～8-7-7							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月19日まで							
概要	布設工事 φ75mm DIP(GX-1E) 170m 仕切弁3台 排水栓1基 給水管取付替17件 対象戸数51戸 仮給水工事 φ75mm L=175m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午後2時05分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903004
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239902004							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	拡第5185号配水支管布設工事							
工事場所	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔3-271-2～小深作782-7							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月6日まで							
概要	布設工事 φ75mm DIP(GX-1E) 324m 仕切弁1台 排水栓1基 給水管取付替8件 対象戸数8戸 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902004
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3101
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

## さいたま市水道局告示第61号

さいたま市水道局の発注する「拡第5174号配水支管布設工事」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月15日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者とその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し  
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)

ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設定)様式第4号)

### 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

#### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市水道部設定）に基づく低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者（(2)に規定する失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱様式第1号）

イ 当該価格で入札した理由（同要綱様式第2号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（同要綱様式第3号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（同要綱様式第4号）

オ 下請予定業者等一覧表（同要綱様式第5号）

カ 配置予定技術者名簿（同要綱様式第6号）

キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（同要綱様式第7号）

ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（同要綱様式第8号）

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（同要綱様式第9号）

コ 手持ち資材の状況（同要綱様式第10号）

サ 資材購入予定先一覧（同要綱様式第11号）

シ 手持ち機械の状況（同要綱様式第12号）

ス 機械リース元一覧（同要綱様式第13号）

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（同要綱様式第14号）

ソ 誓約書（同要綱様式第15号）

タ 社会保険等への加入状況届（様式第16号）

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を管財課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

## 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

## 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。  
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 8 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 9 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	239902011							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	拡第5174号配水支管布設工事							
工事場所	さいたま市見沼区大和田町1-1499-3~1-1514（大和田特定土地区画整理地内）							
履行期間	契約確定の日から令和5年9月25日まで							
概要	布設工事 φ150mm DIP(GX-1E) 149m 仕切弁4台 φ100mm DIP(GX-1E) 61m 仕切弁1台 排水栓1基 φ75mm PP 21m 仕切弁1台 排水弁1台 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金）午前11時05分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3101							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080							

契約整理番号	239902007							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	拡第5182号配水支管布設工事							
工事場所	さいたま市岩槻区美幸町1-29-6～1-30-1							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月2日まで							
概要	布設工事 φ75mm DIP(GX-1E) 38m 仕切弁1台 排水栓1基 給水管取付替10件 対象戸数10戸 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月2日（金） 午前11時10分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 C級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区又は岩槻区に本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月22日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月25日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902007
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3101
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

## さいたま市水道局告示第62号

さいたま市水道局の発注する「計装設備更新工事の実施設計その3」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月15日

さいたま市水道事業管理者 小島正明

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

## 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し
  - ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し
  - エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。
  - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
  - イ 共同企業体協定書（共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。）
  - ウ 委任状（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設定）様式第4号）

## 3 落札者の決定

- (1) 落札候補者に対する落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限

の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。
- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
  - ア 一抜け方式の対象業務については別表により定める。
  - イ 一つの対象業務の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。)がした当該対象業務の後に開札される他の対象業務の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
  - ウ 一つの対象業務の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項第3号の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

## 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。  
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

## 7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 8 その他

- (1) 本公告の写しは、管財課にて閲覧に供するほか、さいたま市水道局のホームページにおいても掲載する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象業務	ア 計装設備更新工事の実施設計その3 イ 計装設備更新工事の実施設計その1
概要	・対象業務アの落札候補者が行った対象業務イの入札は無効とする。

契約整理番号	239905701						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	計装設備更新工事の実施設計その3						
業務場所	さいたま市見沼区御蔵1567-1（東部配水場内）外4か所						
履行期間	契約確定の日から令和6年3月13日						
概要	<p>（1）水位計更新工事（東部配水場・深作配水場）</p> <p>東部配水場 No.3 配水池水位計  深作配水場 No.1 配水池水位計  深作配水場 No.2 配水池水位計  深作配水場 混和池水位計</p> <p>（2）圧力計更新工事（尾間木配水場外3か所）</p> <p>尾間木配水場 配水圧力計  深作配水場 配水圧力計  深作配水場 泉水圧力計  金重配水場 配水圧力計  高鼻浄水場 配水圧力計</p> <p>（3）流量計変換器更新工事（東部配水場）</p> <p>東部配水場 2系配水流量計変換器</p>						
予定価格（税込）	事後公表						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年5月31日（水）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月1日（木）午前9時30分						
参加資格	名簿登載業種等	建設コンサルタント／水道施設					
		本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月18日（木）午後4時まで					
	質問回答期日	令和5年5月22日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	有	前金払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。</li> <li>契約保証金の取扱いについては、さいたま市水道局契約事務規程第4条から第9条までの規定によるものとする。</li> <li>本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。</li> </ul>						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部配水課 電話048-714-3114						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080						

契約整理番号	239905702						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	計装設備更新工事の実施設計その1						
業務場所	さいたま市緑区上野田992-1（南部配水場内）外7か所						
履行期間	契約確定の日から令和6年3月13日						
概要	（1）取水用テレメータ装置更新工事（南部3号・尾間木3号） （2）取水井水位計更新工事（西部2号・4号・大宮2号） （3）取水流量計更新工事（金重配水場）						
予定価格（税込）	事後公表						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年5月22日（月）午前9時から 令和5年5月26日（金）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年5月31日（水）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16    さいたま市水道局    2F入札室 令和5年6月1日（木）    午前9時35分						
参加資格	名簿登載業種等	建設コンサルタント／水道施設 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月15日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月15日（月）午前9時から 令和5年5月18日（木）午後4時まで					
	質問回答期日	令和5年5月22日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	有	前金払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。</li> <li>・契約保証金の取扱いについては、さいたま市水道局契約事務規程第4条から第9条までの規定によるものとする。</li> <li>・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> </ul>						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部配水課 電話048-714-3065						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080						

## さいたま市水道局告示第65号

さいたま市水道局の発注する「幹線365号（φ500mm）配水本管布設工事及び老第3439号布設替工事」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月29日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者とその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し  
オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し  
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)

ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設定)様式第4号)

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
  - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
  - イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
  - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者とししない。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

#### 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 幹線 365 号 (φ 500 mm) 配水本管布設工事及び老第 3439 号布設替工事 イ 老第 3558 号布設替工事
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

契約整理番号	239903016							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	幹線365号（φ500mm）配水本管布設工事及び老第3439号布設替工事							
工事場所	さいたま市緑区大崎1991-2～3478-2							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月28日まで							
概要	布設工事 φ500mm DIP(NS-SE) 443m 仕切弁1台 空気弁1基 φ400mm DIP(NS-1E) 11m 仕切弁1台 φ350mm DIP(NS-1E) 2m φ150mm DIP(GX-1E) 383m 仕切弁6台 消火栓1基 φ100mm DIP(GX-1E) 95m 仕切弁3台 消火栓1基 給水管取付替13件 対象戸数15戸 仮給水工事 φ100mm L=64m φ75mm L=38m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金）午前9時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級						
		本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、国、地方公共団体等が発注した、 <u>口径250mm</u> 以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903016
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903017							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3558号布設替工事							
工事場所	さいたま市中央区大戸4-11-29～浦和区常盤10-19-23 外1か所							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月20日まで							
概要	布設工事 φ300mm DIP(GX-1E) 77m 仕切弁2台 消火栓1基 φ150mm DIP(GX-1E) 4m φ100mm DIP(GX-1E) 379m 仕切弁6台 排水栓2基 給水管取付替66件 対象戸数120戸 仮給水工事 φ250mm L=92m φ75mm L=447m 昼夜間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金）午前9時35分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級						
		本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、国、地方公共団体等が発注した、口径75mm以上、かつ、延長100m以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の上水道管布設工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合には、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903017
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3102
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

## さいたま市水道局告示第66号

さいたま市水道局の発注する「老第3609号布設替工事」ほか12件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月29日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者とその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し  
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)

ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設定)様式第4号)

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
  - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
  - イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
  - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者とししない。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

#### 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 8 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	<p>ア 老第3609号布設替工事          イ 老第3549号布設替工事          ウ 老第3533号布設替工事          エ 老第3595号布設替工事及び市内消火栓設置（その1）工事          オ 老第3529号布設替工事          カ 老第3586号布設替工事          キ 老第3554号布設替工事          ク 老第3559号布設替工事          ケ 老第3588号布設替工事及び拡第5180号配水支管布設工事          コ 老第3545号布設替工事          サ 老第3585号布設替工事          シ 老第3543号布設替工事          ス 老第3575号布設替工事</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事エの落札候補者が行った対象工事オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事オの落札候補者が行った対象工事カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事カの落札候補者が行った対象工事キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事キの落札候補者が行った対象工事ク、ケ、コ、サ、シ及びスの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事クの落札候補者が行った対象工事ケ、コ、サ、シ及びスの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事ケの落札候補者が行った対象工事コ、サ、シ及びスの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事コの落札候補者が行った対象工事サ、シ及びスの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事サの落札候補者が行った対象工事シ及びスの入札は無効とする。</li> <li>・ 対象工事シの落札候補者が行った対象工事スの入札は無効とする。</li> </ul>

契約整理番号	239902012								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3609号布設替工事								
工事場所	さいたま市北区東大成町2-642-3～宮原町3-81								
履行期間	契約確定の日から令和6年3月5日まで								
概要	布設工事 φ200mm DIP(GX-1E) 228m 仕切弁 4台 消火栓 2基 φ100mm DIP(GX-1E) 299m 仕切弁 10台 排水栓 2基 給水管取付替 32件 対象戸数 176戸 仮給水工事 φ150mm L=218m φ100mm L=189m φ75mm L=173m 昼夜間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金） 午前9時50分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902012
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3101
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239902013								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3549号布設替工事								
工事場所	さいたま市北区宮原町2-105-14～2-131-3								
履行期間	契約確定の日から令和6年2月27日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 455m 仕切弁11台 排水栓3基 φ75mm DIP(GX-1E) 13m 給水管取付替47件 対象戸数121戸 仮給水工事 φ150mm L=37m φ75mm L=567m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金）午前9時55分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902013
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3101
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903018								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3533号布設替工事								
工事場所	さいたま市浦和区木崎1-5-12～1-15-11								
履行期間	契約確定の日から令和6年2月20日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 330m 仕切弁6台 排水栓1基 消火栓2基 φ75mm DIP(GX-1E) 134m 仕切弁2台 排水弁1台 給水管取付替67件 対象戸数89戸 仮給水工事 φ75mm L=485m 昼夜間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金） 午前10時00分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903018
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239902014								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3595号布設替工事及び市内消火栓設置（その1）工事								
工事場所	さいたま市見沼区東門前293-1～295-7 外1か所								
履行期間	契約確定の日から令和6年2月26日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 386m 仕切弁9台 排水栓1基 φ75mm DIP(GX-1E) 97m 仕切弁2台 排水栓1基 給水管取付替62件 対象戸数149戸 単口地下式消火栓設置工事 φ100mm×φ75mm 1基 仮給水工事 φ75mm L=506m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金） 午前10時10分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902014
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3101
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903019							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3529号布設替工事							
工事場所	さいたま市中央区下落合3-6-9～3-14-14 外1か所							
履行期間	契約確定の日から令和6年1月31日まで							
概要	布設工事 φ150mm DIP(GX-1E) 2m 仕切弁1台 排水栓1基 φ100mm DIP(GX-1E) 336m 仕切弁7台 排水栓1基 φ75mm DIP(GX-1E) 25m 仕切弁1台 排水弁1台 排水栓1基 給水管取付替31件 対象戸数69戸 仮給水工事 φ75mm L=393m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金）午前10時15分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903019
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239902016								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3586号布設替工事								
工事場所	さいたま市西区高木1540-1～1562-1								
履行期間	契約確定の日から令和6年1月12日まで								
概要	布設工事 φ200mm DIP(GX-1E) 227m 消火栓1基 φ100mm DIP(GX-1E) 190m 仕切弁3台 排水栓1基 φ75mm DIP(GX-1E) 5m 給水管取付替22件 対象戸数25戸 仮給水工事 φ150mm L=238m φ75mm L=242m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金） 午前10時20分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902016
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3100
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903020								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3554号布設替工事								
工事場所	さいたま市緑区芝原2-16-6～2-23								
履行期間	契約確定の日から令和6年1月30日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 191m 仕切弁1台 消火栓1基 空気弁1基 φ75mm DIP(GX-1E) 302m 仕切弁3台 排水弁1台 排水栓1基 給水管取付替38件 対象戸数113戸 仮給水工事 φ75mm L=512m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金） 午前10時30分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903020
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903021								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3559号布設替工事								
工事場所	さいたま市中央区鈴谷7-4-6～8-7-30								
履行期間	契約確定の日から令和6年1月9日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 314m 仕切弁5台 排水栓2基 φ75mm DIP(GX-1E) 20m 給水管取付替31件 対象戸数99戸 仮給水工事 φ75mm L=365m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金） 午前10時35分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903021
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3102
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239902017								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3588号布設替工事及び拡第5180号配水支管布設工事								
工事場所	さいたま市岩槻区大谷591～大口639-1 外1か所								
履行期間	契約確定の日から令和6年2月13日まで								
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 587m 仕切弁2台 消火栓4基 φ75mm DIP(GX-1E) 70m 仕切弁3台 給水管取付替17件 対象戸数28戸 仮給水工事 φ75mm L=597m φ50mm L=14m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金）午前10時40分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902017
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3101
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903022							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3545号布設替工事							
工事場所	さいたま市桜区中島1-11-15～1-35-11							
履行期間	契約確定の日から令和6年1月12日まで							
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 318m 仕切弁6台 消火栓3基 給水管取付替30件 対象戸数132戸 仮給水工事 φ75mm L=343m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金） 午前10時50分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903022
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3102
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239902018								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3585号布設替工事								
工事場所	さいたま市大宮区三橋4-73-3～4-79-20								
履行期間	契約確定の日から令和5年11月27日まで								
概要	布設工事 φ200mm DIP(GX-1E) 79m 仕切弁2台 消火栓1基 φ150mm DIP(GX-1E) 137m 仕切弁2台 消火栓1基 φ100mm DIP(GX-1E) 2m φ75mm DIP(GX-1E) 17m 給水管取付替14件 対象戸数34戸 仮給水工事 φ200mm L=84m φ100mm L=156m φ75mm L=48m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金）午前10時55分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902018
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> <li>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3100
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903024							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	老第3543号布設替工事							
工事場所	さいたま市浦和区本太2-21-1～2-23-5 外1か所							
履行期間	契約確定の日から令和5年12月4日まで							
概要	布設工事 φ75mm DIP(GX-1E) 202m 仕切弁3台 排水栓2基 給水管取付替39件 対象戸数73戸 仮給水工事 φ75mm L=217m 昼間工事							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金） 午前11時00分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903024
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239903023								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	老第3575号布設替工事								
工事場所	さいたま市南区円正寺189-2～210-7								
履行期間	契約確定の日から令和5年11月20日まで								
概要	布設工事 φ200mm DIP(GX-1E) 156m 仕切弁1台 排水栓1基 消火栓1基 φ100mm DIP(GX-1E) 17m 仕切弁1台 給水管取付替11件 対象戸数22戸 仮給水工事 φ150mm L=162m φ75mm L=27m 昼間工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金）午前11時10分								
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。 2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から							
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239903023
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、本件入札以前に行う入札の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話048-714-3103
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

## さいたま市水道局告示第67号

さいたま市水道局の発注する「老第3622号布設替工事」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月29日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績

不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者とその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し  
カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)

ウ 委任状(さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱(平成15年さいたま市水道局設定)様式第4号)

### 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

#### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市水道部設定）に基づく低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者（(2)に規定する失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱様式第1号）

イ 当該価格で入札した理由（同要綱様式第2号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（同要綱様式第3号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（同要綱様式第4号）

オ 下請予定業者等一覧表（同要綱様式第5号）

カ 配置予定技術者名簿（同要綱様式第6号）

キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（同要綱様式第7号）

ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（同要綱様式第8号）

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（同要綱様式第9号）

コ 手持ち資材の状況（同要綱様式第10号）

サ 資材購入予定先一覧（同要綱様式第11号）

シ 手持ち機械の状況（同要綱様式第12号）

ス 機械リース元一覧（同要綱様式第13号）

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（同要綱様式第14号）

ソ 誓約書（同要綱様式第15号）

タ 社会保険等への加入状況届（様式第16号）

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を管財課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

## 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

## 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。  
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 8 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 9 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	239902015	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	老第3622号布設替工事	
工事場所	さいたま市北区别所町37-1～62-6 外1か所	
履行期間	契約確定の日から令和6年2月2日まで	
概要	布設工事 φ100mm DIP(GX-1E) 559m 仕切弁5台 排水栓1基 消火栓2基 給水管取付替42件 対象戸数78戸 仮給水工事 φ75mm L=553m 昼間工事	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで	
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金） 午前9時40分	
参加資格	名簿登載業種等 本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。	
	1 管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であり、かつ、当該業種で令和3年度又は令和4年度のさいたま市優秀建設工事事業者表彰を受賞していること又は令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計（共同企業体での実績は除く）」の2件以上の平均点が76点以上であること。なお、該当者については、入札情報公開システムに掲載する「令和5年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について（PDF）」（当案件「発注情報閲覧」内「発注図書ファイル3」）を参照すること。	
	2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。	
所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。	
施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。	
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	239902015							
保証金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3101							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080							

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは2ページ目です。）

契約整理番号	239905001							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	東部配水場配水ポンプ駆動用インバータ整備工事（2債）							
工事場所	さいたま市見沼区御蔵1567-1（東部配水場内）							
履行期間	契約確定の日から令和7年3月12日まで							
概要	配水ポンプ駆動用インバータ 4台							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金） 午前11時15分							
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること (1) 本公告日において、平成25年度以降、国、地方公共団体等が発注した、上水道浄水場、上水道配水場、下水道処理場、下水道ポンプ場のいずれかの電気設備の更新工事又は、設置工事を元請として完成させた実績があること。（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。） (2) 本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。なお、工事の年割額については特記仕様書を参照すること。</li> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部配水課 電話048-714-3114							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080							

契約整理番号	239918002							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	自動火災報知設備更新工事（東部配水場・高鼻浄水場）							
工事場所	さいたま市見沼区御蔵1567-1（東部配水場内）外1か所							
履行期間	契約確定の日から令和6年1月22日まで							
概要	直接仮設 一式 電灯設備 一式 火災報知設備 一式 既存撤去工事 一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月15日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月16日（金） 午前11時20分							
参加資格	名簿登載業種等	消防施設工事業 ----- 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の消防施設工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から						
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> <li>・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（受注者希望方式）である。</li> <li>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</li> </ul>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部水道施設建設課 電話048-714-3104							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080							

契約整理番号	239916011							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	小中学校飲用水直結化推進事業（仲町小学校）							
工事場所	さいたま市浦和区常盤8丁目18番4号							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月31日まで							
概要	改修内容 機械設備工事 一式 ・給水設備 一式 ・排水設備 一式 ・建築工事（軽微な工事） 一式 ・撤去工事 一式 ・土工事 一式							
予定価格（税込）	17,501,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月6日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月7日（水）午前9時から 令和5年6月8日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月9日（金）午前9時30分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。 1 管工事業 A級又はB級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（水道局においては「工事成績評定結果について（通知）」）」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から					
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月2日（金）午後3時まで						
	質問回答期日	令和5年6月6日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。							
工事担当課	さいたま市北区東大成町2-445-1 さいたま市水道局業務部給水装置課 電話048-788-2839							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080							

## さいたま市水道局告示第70号

さいたま市水道局の発注する「北部幹線1系ルート（淡島神社～農協工区）の実施設計」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年5月29日

さいたま市水道事業管理者 小島 正 明

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

## 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し
  - ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し
  - エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。
  - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
  - イ 共同企業体協定書（共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。）
  - ウ 委任状（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設定）様式第4号）

## 3 落札者の決定

- (1) 落札候補者に対する落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限

の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項第3号の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

#### 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

#### 7 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市水道局設定)第

16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 8 その他

- (1) 本公告の写しは、管財課にて閲覧に供するほか、さいたま市水道局のホームページにおいても掲載する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	239902707						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	北部幹線1系ルート（淡島神社～農協工区）の実施設計						
業務場所	さいたま市西区高木95～379-1						
履行期間	契約確定の日から令和6年3月11日						
概要	新設詳細設計（大口径） $\phi 1000\text{mm}$ L = 630m 布設替詳細設計（大口径） $\phi 500\text{mm}$ L = 80m 布設替詳細設計（小口径） $\phi 250\text{mm}$ L = 10m 布設替詳細設計（小口径） $\phi 150\text{mm}$ L = 15m 布設替詳細設計（小口径） $\phi 100\text{mm}$ L = 10m 合計 L = 745m 推進工法（中大口径推進） L = 60m 路線測量（縦断測量） L = 0.75km 現地測量 A = 0.022km <sup>2</sup>						
予定価格（税込）	23,716,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年6月5日（月）午前9時から 令和5年6月9日（金）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年6月12日（月）午前9時から 令和5年6月14日（水）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和5年6月15日（木）午前9時30分						
参加資格	名簿登載業種等	建設コンサルタント／送配水管 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「上水道及び工業用水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	本公告日において、平成25年度以降に、上水道の配水管又は送水管の推進工法（中大口径推進）の実施設計業務を元請として完成させた実績があること（共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年5月29日（月）から				
	質問受付期間	令和5年5月29日（月）午前9時から 令和5年6月1日（木）午後4時まで					
	質問回答期日	令和5年6月5日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課 電話048-714-3100						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課 電話048-714-3080						